

京都帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

年四回(三月、五月、七月、九月)發行

東亞經濟論叢

第壹卷 第四號

昭和十六年十二月

支那の田賦整理と土地陳報……………	經濟學博士 八木芳之助
佛印に於ける信用と其の性格……………	經濟學博士 松岡孝兒
英米外匯平準基金の對法幣政策……………	十龜盛次
中晚唐時代に於ける燉煌地方……………	文學博士 那波利貞
佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學士 笠原伸二
古來支那に於ける社會政策の……………	文學士 笠原伸二
經費に就きて……………	文學士 笠原伸二
滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨……………	經濟學士 岡倉伯士
華人紡績の經營に於ける問題……………	經濟學士 西藤雅夫
宋代貨幣攷……………	經濟學士 穗積文雄
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良
支那近代工業の性格……………	經濟學士 菊田太郎

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

支那紡績勞働請負制度の發達 (二)

——その存立の基礎並びに普及の程度について——

岡 部 利 良

第二 本制度の普及程度、その地域的差異

本誌前號に述べたやうな地盤の下に發生し、存續してゐる支那の紡績勞働請負制度は、それでは、どの程度に從來行はれ、また現に存在してゐるであらうか。この點は、この制度の意義を評價する上に吟味さるべき問題である。

その歴史的な過程から言へば、この制度は從來主として中支、特に上海に於いて盛んに行はれたが、其後改廢を見、そして少くとも現狀に於いては一般的・支配的な事實ではなくなつてゐる。むしろ今日では、支那の紡績勞働者全體のうち包身工たる勞働者はその一部をなすに止まり、包身工の如く請負人の配下におかれてゐない普通の自由なる勞働者の方が一般的である。然し今日に於いてもこの勞働請負制度がなほ存在してゐることは事實であり、従つて問題ば、その存在・普及の程度が具體的にどのやうな状態にあるかと言ふ點にあるだらう。この點に關しては、支那の各紡績業地に於いても地域的に種々の差異が見出され、一方にはこの制度が今日なほ可なり

残存してゐる地域があるのに對し、他方ではそれが全然或ひは殆んど存在しないと言ふやうな所もある。これらの場合、何故かゝる差異が存在するか、また一箇の問題である。更に労働請負制度と言ふ明白な形がとられてゐないにせよ、紡績労働者の場合にも他の形の中間收取が今日なほ恐らく少くないことは別稿にも述べたところであり、この點も注意されねばならない。以下この労働請負制度の存在・普及の程度について、既往の事實並びに近年の實狀を明かにしようと思ふ。たゞこれらの點に關しては特に資料乏しく、また私自身の調査も未だ不充分たるを免れないが、主題とするところの概要だけは、以下の記述に於いて一應知ることが出來だらうと思ふ。

一 一般的・歴史的觀察

支那紡績業の發達は中支（特に上海）を中心とし更に北支に亘つてゐるが、これらの紡績業地に於いて、従來労働請負制度がどの程度に行はれて來たかについては、必ずしも元分明かにされてゐない。然し、一般には可なり廣く行はれたやうに見られてゐる。

この點に關し、駱傳華氏は『上海或ひは其他に於ける工業の中心をなす紡織工場にあつては、大部分の労働者は請負人（包工頭）……の仲介によつて募集されて來る。……上海、青島等の日本人紡績工場の如きでは、彼等請負人は工場に於いて相當の地位、歴史を有つてゐる……』¹⁾と述べ、また馮和法氏も國立中央研究院社會科學研究所の報告に從つて、『紡績工場、製絲工場に於ける女工請負制度（女工包身制度）の盛行は、實に中國の現代雇傭制度に於ける特有の徵象である』²⁾と言つてゐる。斷片的ではあるが、このやうに支那の紡績業に於いて労働請負制度が相當廣く行はれて來たこと或ひはそれを推察せしめるやうな事實については、なほ幾つもの記述

1) 拙稿、支那紡績業に於ける労働請負制度、東亞經濟論叢、昭和十六年二月、227—229頁。
2) 駱傳華、今日中國勞工問題、民國二十二年、218頁。
3) 馮和法、農村社會學大綱—中國農村社會研究一、民國二十一年、380頁。

が見出される。⁴⁾これらの點から見るとき、少くとも從來に於いては、この労働請負制度は相當の發達を見、或ひはそれが支那紡績業に於ける一般的な現象であつたやうにも理解される。

然し更に、支那紡績労働者のうち果してどの程度の部分がこの制度の下にあつたかと言ふ具體的な點になると、殆んど明かにされてゐないと言つてよい。それではかゝる點を全く不問に付して差支へないほどの制度が一般的に行はれてゐたのかと言へば、そこにはなほ疑問の餘地が存在する。例へば駱氏は大部分の紡績労働者が請負人の手を経て募集されたやうに述べてゐるのであるが、事實このやうな状態にあつたのであらうか。言ひ換へれば、請負人による特殊な拘束を受けない普通の労働者はそれほど小部分のものに過ぎなかつたのであらうか。

從來、支那の紡績業に於いて、この労働請負制度が重要な位地を有つてゐたことは否定されないであらうし、殊にそれは上海の紡績業に於いて發達し、其處では可なり廣く行はれてゐたことは認められてゐる。然し其の他の紡績業地について言へばなほ吟味を要するものがあるだらう。例へば駱氏は前記の引用に於いて、上海、青島と無雜作に並べてゐるが、同氏が青島の紡績業に於ける労働請負制度の存在を充分確認してゐたかどうか疑問である。青島に於けるこの制度の存在は、更に後に述べるやうに、一般的にはむしろ否定されてゐる。中支に於いても、上海以外の各地方の紡績業地については、上海と同様には見做し得ないだらう。従つてこの制度の存在については、既往に於いても地域的には種々異つた状態にあり、支那紡績業全體から見るとき、其處に或る程度限界のあつたことを認めねばならない。これらの點は、各紡績業地に於ける近年の實情を中心とする以下の叙述のうちに更に明かにされるだらう。たゞ各地の事情に關する資料の不足の故に、これを一々取扱ふことも困難なので、こゝでは上海を主とし、其他については二、三の地域に關し斷片的に述べるに止めざるを得ない。

4) Shanghai Municipal Council 1938 Annual Report, p. 40, ditto., Report of the Shanghai Child Labour Commission, reprinted in China Year Book, 1925, p. 548; Fong, H. D., Cotton Industry and Trade in China, 1932, p. 120, p. 294; 日本綿業俱樂部, 内外綿業年鑑, 昭和十

上海は、労働請負制度の存在する代表的な紡績業地である。このことは、先きに（本誌前號）述べた如きの制度存立の諸條件が、上海に於いて最も強く存在することを物語るものである。上海は支那最大の産業都市であると共に、また支那紡績業の中心地であり、其處には支那紡績労働者のほとんばが集中してゐる。これらの労働者のうちには江蘇省の所謂江北の出身者が多いが、この地方は周知の如く著名な労働力供給地であり、其處からは、従来より多くの紡績労働者が彼等請負人の手によつて上海に送られて來た。

然し上海の紡績業に於いても、其處に労働請負制度が今日の程度に行はれてゐるかは充分明かにされてゐない。けれどもそれが單に極く局部的な小さい範圍に残存するものでないであらうことは、上海の労働者状態の調査を擔當してゐる上海共同租界工部局工業科がこの制度に對し深い關心を寄せ、その政廢に關し常に注意を拂つてゐることなどからも、想像し得るところである。右工業科はその年次報告其他で屢々この制度に言及してゐるが、例へばその一つに次のやうな記述が見出される。

『……纖維工場の雇傭制度（にあつては）、労働者達は彼等の賃金を處理する權限を與へられてゐる請負人の支配下におかれてゐる』『多數の少女が故郷を去り両親の家庭から離れて（それがたとへ両親に促されたものであるにせよ）、彼女達の労働から不當に利益を暴る他人の支配下におかれてゐる場合』『これら年少の少女達が、當局の保護と監督を要する状態にあることは明かである。』

こゝには單に纖維工場と言はれてゐて、特に紡績工場たることが明示されてゐないけれども、これらの事實は主として紡績工場に關するものと見做される。たゞこの工部局の報告に於いても、單に一般的な叙述がなされて居るに止まり、労働請負制度の普及の程度に關しては、この制度の下に多數の女工が存在すると言ふ以上

にはこれを知ることが出来ない。

然しながら、實際には上海の紡績業に於いても、今日ではこの制度がそれほど一般的・支配的に行はれてゐるのではないと言ふことは、事實と見做してよいやうである。現に請負人の支配下でない自由な紡績勞働者も多數存在して居り、紡績業者、其他關係者等の推定に依れば、大體に於いて、かゝる勞働者の方がヨリ多く使用されてゐると言ふ。實際には勞働請負制度の量的な位地を示す包身工の數が、上海の全紡績勞働者中どの程度に達してゐるかをやゝ正確にでも知ることが、この制度の有つ複雑な關係の故に容易ではなく、いまの場合、極く大體の推定による外はない。次に述べるところは、昭和十五年夏頃上海の日本人紡績の勞働者中に占める包身工の割合について筆者の得た、若干の紡績業者、關係者による推定結果を要約したものである。

(註) 上海の紡績工場に於いても、凡ての工場に包身工が存在し、即ちこの勞働請負制度が行はれてゐるとは限らない。但し正確に言へばこのやうな事實の如何も不明である。更に別稿にも述べたやうに、勞働請負制度が存在する場合にも、工場經營者がこれを言はゞ正式に採用してゐる場合と、經營者としてはこれに對し單に默認の形を採るに止まり直接には關知しない場合が存在する。前者にあつてはこの制度の事情も一應明かであるが、後者にあつては、經營者自身すら、幾何の請負人或ひは包身工が自己の工場に關係し或ひは存在してゐるかを充分知らないと言ふ場合も少なく、従つて事實上存在するこの制度の實狀も明かにし難い状態にある。而かも請負人達は、自己の配下に包身工を有つてゐることを成る可く隱蔽しようとするので、事態は益々不明にされる。このやうな事情にある限り、包身工の數の如きもこれを全體的に捉へることは困難である。

右の註記からも知られるやうに、推定自體が困難なためその結果も推定者によつて一様でないが、數人の推定者より得られた結果によれば、上海日本人紡績の勞働者のうち包身工の割合は大體三割乃至五割程度であらうと言ふ事であつた。三割或ひは四割に近いと言ふ見方がヨリ有力であつたとも言へよう。然し三割には滿たないだらう

- 2) 拙稿、支那紡績勞働請負制度の様式、東亞經濟論叢、昭和十六年五月、138—143頁。
- 3) 以下の推定には一部『帶飯工』なるもの(拙稿、支那紡績事業に於ける勞働請負制度、前掲誌、227—8頁參照)も含まれてゐる。

と見る者もあつた。またこの割合は日支事變前より減少してゐるやうであり、現在三割餘と見る或る推定者によつても、事變前については五割餘と言ふ推定が下されてゐる。然しこの外推定不可能と言ふ者も二、三あつた。更に個々の工場について見れば、包身工の割合は區々であり、經營者自身の語るところに依ると、この種の勞働者は全然存在しないと言ふ工場もある。けれどもこの場合果してさうであるか否かはなほ疑問である。經營者自身の關知しないところに請負人が關係し、包身工の存在する場合が充分あり得るからである。而かもこのやうな場合は必ずしも稀ではない。他方、包身工の多い工場では五割以上、或ひは時に六、七割程度（かかる場合は稀だらう）に及ぶところもあるやうである。然しながら、これらの推定、特に全體に關する推定の如きは、一定の正確な調査を基礎としたものではなくして各自の極めて概算的な推定に止まるものであり、それ故そこにはなほ吟味さるべきものが少くないことは注意されねばならぬ。

以上は日本人紡績に關するもので、支那人紡績は除外されてゐる。勞働請負制度は一般に前者にヨリ發達してゐると言はれるので、支那人紡績に於けるその存在の程度は、右に述べたところよりも或ひは少ないかも知れない。然し此等の支那人紡績には、日支事變の結果、現在日本人紡績の委任經營下にあるものと本來の支那人紡績（日本の支配的範圍外に存在）とがあり、その全般的な事情についてはいま明かにしえないので、こゝでは單に右の點を指摘するに止めざるを得ない。

推定自體がなほ吟味を要し、それさへ上海の紡績業の一半に關するものに止るが、然し以上のやうな推定によつても、衰退の過程を経て來たと言ふこの勞働請負制度が、其處に今日なほ少なからず殘存してゐることを知りうるだらうと思ふ。

4) 一支那人紡績の經營者は、上海の支那人紡績業に於ける包身工の割合は、日支事變前に於いて大體2割乃至3割位と見てよいだらうと語つてゐた。但しこれも大雑把な推定である。

(註) 最近に於ける上海の全紡績勞働者は明かにされてゐないが、一九三七年三月の調査によれば(華商紗廠聯合會調査、總數一一六、八八一人のうち、支那人紡績五四、八一八人、日本人紡績四九、八四二人、英人紡績一二、二二一人であつた。更に日本人紡績だけについて見れば、一九三九年六月現在で五六、五九〇人(在華日本紡績同業會調査)となつてゐるが、前記の推定がなされた當時に於いてもこれと大差ないはずである。

三 江南地帯・江北地帯

中支の紡績業に於ける主要地帯としては、江蘇省の江南、江北兩地帯の外武漢があり、更に其他の地方に小規模なものが若干散在してゐる。こゝでは上海を除く江蘇省に於けるものについて述べることとするが、その主要な紡績業地としては、江南では無錫、常州、江北では南通等があげられる。

一般にこれらの地方の紡績業についても、其處に於ける勞働請負制度の有無・存在の程度に關しては、據るべき資料を欠くため遺憾ながらこれを具體的に示すことは困難である。たゞ一般的に見れば、それは上海に於ける如き程度には達してゐないだらうと言ふことだけは、一應言ひ得るだらう。勞働力の需要は少く、而かもそれは工場所在地或ひは近傍の農村で比較的容易に調達することが可能であり、従つて請負人の如き仲介者の介在する餘地もヨリ少ないと考へられるからである。一部には、中支の紡績工場の大部分に於いて勞働請負制度が採用されてゐるやうにも見られてゐるが、この點は先きにも指摘した如くなほ吟味を必要とする。然し同じ揚子江流域の紡績業地に於いても、江南と江北とでは、事情に異なるところがあり、勞働力の需給について言へば、江北は著名な勞働力の創出地である關係からその取得は概して容易であるのに對し、江南では、それがさう困難であると言ふほどではないが、なほ一部は江北からの補給に俟たねばならない。

これを江南の紡績勞働者について見れば、一九三二年の調査に於いて、例へば無錫では土着人七割、江北人三・

割、常州では土着人九割弱、江北人一割強となつてゐる。¹⁾これから見ると他地方からの補給はさう多くないが、然し江南の紡績工場に於いて、このやうに所要労働者の一部を江北に依つてゐるとすれば、こゝに労働請負制度存立の餘地も存在するはずである。^(註)

(註) たゞかゝる労働力の需給關係如何は、この制度の有無・存在の程度に對し一つの重要な要因ではあるがその凡てなく、また右の如く單に存在の可能性を云々するだけでは不充分である。問題は具體的な事實に關する問題である。然しいまこゝではその具體的な事實を示し得ないので、單に以上の事實を指摘するに止め、更に今後に俟ちたいと思ふ。

これに對し、江北では労働力の需給關係から見ると労働請負制度存在の餘地もヨリ少く、現にその存在を見ないと云ふ例として、この地帯の代表的な紡績業地たる南通をあげることが出来る。即ち同地の紡績業者の語るところに依れば、此處には今日かゝる制度は存在しないと云ふことである。労働者の多くは女工であるが、その大部分は附近の農村から通勤して居り、また現在では労働者の募集も所謂門前募集で足つてゐると云ふ。その背後に於ける請負人の如きものゝ存在も否定されてゐる。

然し最近の事實は右の如くであるにしても、この南通に於いて、從來も請負人の介在の餘地なく、従つて労働請負制度も全然存在しなかつたかどうかと言ふ點については、なほ疑問も挾まれる。²⁾從來労働者の一部は江北の他の地方から供給されてゐたやうであり、現に此處の紡績工場に職工社宅の設けられてゐることは、労働者の全部が必ずしも附近の農村からの通勤工ばかりでなかつたことを物語るものと言へよう。これが事實であるとすれば、請負人の活動の多いこの地帯のことであり、南通の紡績労働者の中に彼等請負人の介在してゐたこと、従つてまたそこに包身工の存在してゐたことを想像するのは、敢へて不自然ではないだらう。

1) 國際貿易局、中國實業誌(江蘇省)第八編工業、民國二十二年、11頁。
2) 日支事變後此處の紡績工場は日本人紡績の委任經營者から現經營者に變つてゐるため、既の事實については現經營者から出た。

四 北支——青島・天津

北支の紡績業地は、青島と天津を以つて代表される。この兩地は、上海とはまだ比較すべくもないにしても支那有数の紡績業地である。特に青島は日本人紡績の獨占地帯であり、天津に於いても近年日本人紡績の急激な進出の結果、其處に於ける紡績業は大部分日本人紡績の占めるところとなつてゐる。然しこの兩地（特に青島）の紡績業に於ける労働請負制度については、中支、特に上海とはほど對蹠的な状態が見出される。

青島については、先きにもふれた如く駱傳華氏は此處に於ける労働請負制度の存在を肯定して居り、また戸田義郎氏も此處に於けるこの制度の存在或ひはその可能性について指摘してゐる。¹⁾然しこれらの論者に於いても、その具體的な事情については示されるところがない。

この點に關し、筆者が同地の紡績業者から聞き得たところでは、青島の紡績工場には、一般にかゝる制度は從來も存在せず、また現に存在してゐないと言はれてゐる。労働者の募集については、青島に於いても、從來、工場の募集員を地方に派し、或ひはその周旋を地方の有力者に依頼する等の方法も採られたが、然しこれらの募集員、周旋者も單に募集作業に携はるもので、少くとも上海に見る如き請負人とは異ると言はれ、またこの募集も現在では殆んど門前募集で間に合つてゐる。門前募集の場合でも背後に存在しうる請負人の如き仲介者については、この場合にも否定されてゐる。實際に右の如き事情にあるとすれば、青島に於ける労働請負制度の存在はこれを一應否定せざるを得ない。然しながら、他の場合と同じやうに、實際には、經營者に於いても、全部の労働者、特に職工社宅外の労働者については、周旋者などとの關係の如何を必ずしも知悉してゐるわけではない。そ

1) 戸田義郎、前掲稿、117—118頁。

れ故具體的事實の確認については、こゝになほ吟味の餘地のあることだけは注意されねばならぬ。

天津の紡績業に於ける労働事情は、従來青島と必ずしも等しくなく、方顯廷氏に依れば、曾つて天津では一般に請負人による作業請負制度（同氏は單に包工制と言つてゐる）が行はれてゐたと言はれてゐる。この制度は、請負人が經營者と一定の契約の下に生産を請負ふものであり、従つて労働者の雇傭も請負人によつて行はれる。經營者と労働者の間に請負人が介在する結果、こゝに請負人による中間收取の餘地が生じ、現に方顯廷氏もかゝる中間收取の弊害の多いことを指摘してゐる。²⁾ 同時にこの制度の下に於いては、労働請負制度の併存する餘地も多い。然し天津の場合、それが具體的にどのやうな事情にあつたかはいま明かにし得ない。それにしても天津に於いては右の如き特殊な制度が採られ、労働者に對する中間收取が一般的な事實であつたことは注意すべきである。

其後天津に於けるこの作業請負制度は漸次消滅し、³⁾ 今日天津の紡績業では、一般に労働者の雇傭は直接經營者によつて行はれてゐると言ふ。然し労働者の募集事情は、現在でも天津の場合は青島と異り、單に門前募集などでは所要の労働者は到底みだし得ない。従つて此處の工場では外部の周旋者（募集員）が可なり利用されてゐる。このやうな場合には、労働請負制度に於ける請負人の介在する餘地が與へられるが、現實にはかゝる種類の請負人は先づ存在しないと見られてゐる。これらの事實も大體同地の紡績業者の語るところである。たゞこの場合にも、經營者の關知しないところに請負人の存在がどの程度にせよ見られないかどうか、この點はなほ問題であり、天津に於いては青島に比し、その存在の事實或ひは可能性をヨリ多く想像せしめるものがある。

北支の紡績業に於いては、以上のやうに、労働請負制度は、曾つて存在したにせよ（天津についての推測）必ず

2) 3) 方顯廷, 中國之棉紡織業, 民國二十三年, 139—140頁, 346—347頁。上記作業請負制度の内容は本書の英文版たる Cotton Industry and Trade in China (p. 120, 294) に比し, 右華文版にヨリ明確に記されてゐる。

しも一般的な事實ではなく、また今日では殆んど見られないと言ふ。或ひは實際にはどの程度にか存在してゐるにしても、それは恐らく比較的小範圍に止るのではないかと思ふ。それでは、中支、特に上海に於けるこの制度の發達に比し、何故北支では右のやうな状態にあるのであらうか。殊に、この制度は當初外人紡績に發生したと言はれ、或ひは其後に於いても外人紡績にヨリ多く見られると言ふにも拘らず、外人紡績たる日本人紡績の獨占地帯たる青島に於いてこの制度が殆んど或ひは全く發達しなかつたと言ふことは、一應疑問とされるだらう。

これには恐らく種々の理由があるだらうが、前記の紡績業地では一般にその土地或ひは近傍の農村に過剩労働力多く、従つて所要労働力の調達も比較的容易であつたこと、並びに北支では從來一般に紡績労働者は大部分男子労働者にして女子労働者は極めて少なかつたこと、等が重要な要因をなし、更に労働力の調達が比較的容易であつたため、經營者としても請負人の如きものゝ利用を、特に積極的に必要としなかつたのではないかと考へられる。もつとも青島の如きに於いても、地方民の募集に積極的な方法を講じねばならなかつたことは必ずしも少くないと言ふ。このやうな場合請負人の如き仲介者の介在する餘地があるにも拘らず、その發生を見なかつたと言ふのは、經營者に於いて當初から直接的な雇傭方法が採られたことによるところが多いだらう。そして一度かゝる方法が採られると、それが慣習的事實となつて今日に至つてゐるものと思はれる。然しこの當初の時期に於いて、上海のやうに請負人を利用せず、直接的な雇傭方法をとつたのは何故であるか。それは事實上の問題としては經營政策の相違に歸せられるだらうが、その相違にはまた特殊な根據があつたのかどうか。

この労働請負制度に於ける中支と北支との差異は、一箇の興味ある問題であらう。私自身もなほ充分明かにし

えない點があるが、こゝでは大體以上のやうな事實を以つて回答としておきたいと思ふ。

五　むすび

從來問題とされてゐるところでは、労働請負制度は支那紡績業に於ける可なり一般的な事實と見られてゐるのに對し、以上に示した事實に依れば必ずしもさうではない。それは、少くとも今日では、一般的・支配的に行はれてゐるものでなく、むしろ部分的に存在する殘存的な制度となつてゐる。たゞ然し以上に問題としたところにも事實の確認の上になほ種々の欠陥が殘されて居り、また既に指摘した如く、元來、この労働請負制度の如きは單に表面的な觀察によつては充分捉へられず、人々の窺知し得ないところにその事實が存在する場合も少くない。これは見逃し得ない點であり、従つてこの制度の有無或ひは存在の程度を單純に決定することは、或ひは警戒を要するであらう。事實は、恐らく我々の知る以上に存在してゐると考へられる。

然しました、今日この制度が殘存的なものであるにせよ、そこになほその意義の存在することは否定されない。特殊な中間收取制度であり労働制度であるかゝる制度が今日なほ存在するところに問題があり、而かも支那紡績業の中心地たる上海に於けるその殘存の程度は必ずしも僅少ではない。それ故、單に歴史的な意味に於いてばかりでなく、現實的にも、この制度のうちに支那紡績労働の特殊な性格を求めることは何ら不當ではない。たゞ我々はこの制度の意義を評價する上に一定の限界のあることを注意すべきであらう。